

## 第4期障害福祉計画サービス見込量集計

### ○就労系活動指標

種類	平成29年度
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	16,160 人
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	17,198 人
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講	1,842 人
障害者トライアル雇用事業の開始	4,186 人
職場適応援助者による支援	3,594 人
障害者就業・生活支援センター事業による支援	27,693 人

### ○訪問系サービス

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	6,299,308 時間	6,744,484 時間	7,205,542 時間
	219,167 人	234,091 人	249,413 人

### ○日中活動系サービス

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	5,361,058 人日分	5,566,584 人日分	5,770,537 人日分
	275,260 人	285,513 人	296,156 人
自立訓練(機能訓練)	50,413 人日分	54,120 人日分	58,582 人日分
	3,518 人	3,783 人	4,064 人
自立訓練(生活訓練)	263,259 人日分	280,172 人日分	299,470 人日分
	15,971 人	17,027 人	18,127 人
就労移行支援	613,033 人日分	693,004 人日分	776,793 人日分
	35,565 人	40,235 人	45,123 人
就労継続支援(A型)	964,218 人日分	1,093,460 人日分	1,232,132 人日分
	49,421 人	55,908 人	62,867 人
就労継続支援(B型)	3,643,731 人日分	3,873,451 人日分	4,120,604 人日分
	206,518 人	219,625 人	233,194 人
療養介護	20,374 人	20,924 人	21,320 人
短期入所(福祉型、医療型)	327,200 人日分	353,055 人日分	380,014 人日分
	48,653 人	52,716 人	57,055 人

### ○居住系サービス

種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	104,342 人	112,782 人	121,599 人
施設入所支援	130,841 人	129,429 人	127,723 人

資料：厚生労働省

### (3) 身近な相談支援体制整備の推進

#### ア 障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援

障害のある人や障害のある児童の親に対する一般的な相談支援については、「障害者自立支援法」により、平成18年10月から、障害種別に関わらず、事業の実施主体を利用者に身近な市町村に一元化して実施している。また、市町村における相談支援事業の機能を充実・強化するため、平成18年10月から住宅入居等支援事業を、平成24年4月から基幹相談支援センター等機能強化事業を、それぞれ地域生活支援事業に位置づけている。

また、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員がサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成することにより、障害のある人や障害のある児童の親が障害福祉サービス等を適切に利用することができるように支援を行っている。

平成22年の障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、障害福祉サービスの支給決定等の前にサービス等利用計画案等を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、サービス等利用計画等の作成対象者を大幅に拡大している。また、これまで国庫補助事業により行われていた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、障害のある人の地域移行・地域定着支援の取組の充実を図っている。

このほか、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置や、関係機関、関係団体及び障害のある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等により構成される協議会（平成25年3月までは、自立支援協議会）の法定化、市町村における成年後見制度利用支援事業の必須事業化により、地域における障害者

等の支援体制の充実を図っている。

広域・専門的な支援や人材育成については、都道府県の地域生活支援事業の中で、都道府県相談支援体制整備事業、高次脳機能障害支援普及事業、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害児等療育支援事業、相談支援従事者研修事業等を実施し、市町村をバックアップしている。

#### イ 都道府県による取組及び市町村区域への対応

都道府県においては、市町村に対する専門的な技術支援、情報提供の役割を担っている更生相談所等が設けられており、それぞれの施設が担う相談支援内容に合わせて、身体障害者相談員、知的障害者相談員、児童に関する相談員及び精神保健福祉相談員を配置している。設置状況は、身体障害者更生相談所（平成27年4月現在77か所）、知的障害者更生相談所（平成27年4月現在84か所）、児童相談所（平成27年4月現在208か所）、精神保健福祉センター（平成27年4月現在69か所）となっている。

国においては、市町村の区域で生活に関する相談、助言その他の援助を行う民生委員・児童委員を委嘱している。

#### ウ 法務局その他

全国の法務局・地方法務局及びその支局等において、人権擁護委員や法務局職員が障害のある人に対する人権問題について、面談・電話による相談に応じている。また、社会福祉施設や市役所などの公共施設・デパート等において特設の人権相談所を開設しているほか、法務省のホームページ上でも人権相談の受付を行っている。加えて、平成21年度からは、電話による相談の受付時間を延長するとともに休日にも相談に応じる全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施

している。人権相談で虐待等人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じて、人権侵害による被害の救済・予防のための適切な措置を講じている。

保健所、医療機関、教育委員会、特別支援学校、ハローワーク、ボランティア団体等においても、相談支援が行われている。

## エ 矯正施設入所者

障害等により自立が困難な矯正施設入所者について、出所後直ちに福祉サービスを受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター」を全国の各都道府県に整備した。同センターは、矯正施設、保護観察所並びに地域の関係機関及び団体と連携して、社会復帰の支援を行っている。

また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び自立した日常生活のための訓練等を実施している。

### (4) 権利擁護の推進

## ア 成年後見制度等

認知症、知的障害又は精神障害などのため判断能力の不十分な方を保護し支援するための成年後見制度について、パンフレットの配布や法務省ホームページ上のQ & A掲載など、制度周知のための活動を行っている。また、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害のある人又は精神障害のある人であり、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合に、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部について補助を行うため、成年後見制度利用支援事業を実施しており、

平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業に位置付けている。

平成27年4月1日現在で1,414市町村(81%)が実施しており、今後とも本事業の周知を図ることとしている。

また、「障害者総合支援法」では、平成25年度から、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業について、成年後見制度法人後見支援事業を地域生活支援事業として市町村の必須事業として位置づけたほか、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、障害者等の意思決定の支援に配慮し、常に障害者の立場に立ってサービス等の提供を行うことを義務づけている。

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち必ずしも判断能力が十分でない人々が、地域において自立した生活を送ることを支援するため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する援助等を行う事業として、都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体とし、事業の一部を委託された市区町村社会福祉協議会等により実施されている。本人からの申請は少なく、周囲の専門職等が必要と判断して利用に至る場合が多いことが特徴である。利用者の判断能力の低下等により、成年後見制度へ移行する者が増加しており、単身世帯の増加により、成年後見制度への移行のための支援も必要とされている。平成26年4月から平成27年3月までの実施状況は、本事業に関する相談件数が延べ1,577,103件、本事業の利用契約を締結したものが12,349人(平成27年3月末現在の本事業の実利用者数は46,687人)となっており、今後とも本事業の一層の定着を図ることとしている。

(なお、財産管理については、後述の「3. 経済的自立の支援(2) 個人財産の適切な管理の支援」を参照。)